

## 法人インターネットバンキング不正利用被害の補償について

平素は当金庫の法人インターネットバンキングをご利用いただきありがとうございます。

当金庫では、お客様に安心して法人インターネットバンキングサービスをご利用いただくため、平成27年2月16日から同サービスにおける預金等の不正な払戻しに対する補償を開始しております。

本取扱いにつきましては、平成26年7月17日付で一般社団法人全国銀行協会が公表しております「法人向けインターネット・バンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する補償の考え方」を踏まえて対応しているものです。

### ◆被害補償限度額

1口座あたりの年間補償限度額

| ご利用環境                | 被害補償限度額 |
|----------------------|---------|
| 電子証明書+ハードウェアトークン (※) | 1,000万円 |
| 電子証明書                | 300万円   |

(※) ハードウェアトークンは、パソコンやスマートフォンから独立したパスワード発行機であるため、ウィルス等による遠隔操作が出来ないこと等から、導入によりセキュリティの強化が図られる。

### ◆補償請求の要件

以下の全てに該当する場合は補償請求の対象とします。

1. 不正払戻しの発生した翌日から30日以内に当金庫へ通知いただいていること。
2. 当金庫の調査に対し、お客さまより十分なお説明をいただいていること。
3. お客さまが警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること。

### ◆被害補償の対象とならない主な場合

以下のいずれかに該当する場合は、補償額を減額、補償対象外とさせていただきます。

1. 当金庫の調査に対してお客さまから十分なお説明をいただけない場合
2. お客さまが警察署に対して被害事実等の説明や捜査への協力を行っていただけない場合
3. 不正払戻しの発生した翌日から30日以内に当金庫へ通知していただけなかった場合
4. お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人が加担した被害であった場合
5. 法人の役員、使用人または法人の役員の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人が加担した被害であった場合
6. 被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
7. 正当な理由なく、他人にID・パスワード等を回答した、あるいは安易にお客さまカードやトークン等を渡してしまった場合
8. パソコンや携帯電話等の盗難等に遭った場合または廃棄した場合において、ID・パスワードをパソコンや携帯電話等に保存していた場合
9. ID・パスワードを他人が容易に認知または盗取できる状態としていた場合
10. 当金庫が注意喚起をしているにもかかわらず、注意喚起した方法で、ボイスフィッシングやメール型のフィッシング等に騙される等、不用意にID・パスワード等を入力あるいは回答

してしまった場合

- 1 1. その他、同程度の過失が認められた場合
- 1 2. 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱時に生じた損害であった場合
- 1 3. 下記のセキュリティ対策を実施していないことが被害の原因となった場合
  - (1) ご利用のパソコンに関し、基本ソフト（OS）やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新すること。
  - (2) ご利用のパソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカー等のサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザの使用を行わないこと。
  - (3) パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新したうえで、ウイルスチェックを必ず行うこと。

なお、上記の被害補償対象外の事由に該当しない場合であっても、過失の割合により補償額が減額となる場合がございます。

これらの状況につきましては、お客さまからの申告、当金庫の調査により、当金庫が検討、判定した結果に基づきます

被害に遭われたお客さまは、速やかに当金庫のお取引店舗またはたかしんインターネットバンキングフリーダイヤル（0120-876-278）までご連絡ください。

以 上